

○一戸町新規就農者応援給付金交付要綱

令和4年4月22日告示75号

一戸町新規就農者応援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一戸町内における新規就農者の創出へ向け、新規就農者の就農意欲の喚起を図るとともに、就農後の営農定着を促進するため、一戸町新規就農者応援給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、一戸町補助金交付規則（昭和39年一戸町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 給付金の交付を受けることのできる者は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条又は第14条の4に定める認定を受けた新規就農者（以下「新規就農者等」という。）で現に農業経営を継続しており、かつ、交付後も農業経営を継続する意思を有している者とする。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、1人につき100,000円とする。

(給付金の交付手続)

第4条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、一戸町新規就農者応援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）により、新規就農者等の認定を初めて受けた日から起算して1年以内に町長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を確認の上、給付金の交付の可否を決定し、給付することを決定した場合は当該申請者に対し給付金を交付する。

2 町長は、前項の規定により支給の可否を決定したときは、申請者に対しその結果を一戸町新規就農者応援給付金交付決定通知書（様式第2号）又は一戸町新規就農者応援給付金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第6条 町長は、給付金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、給付金の交付決定を取り消し、給付金の返還を求めることができるものとする。

- (1) 給付金の交付を受けた日から3年以内に離農した場合
- (2) 不正な手段により給付金の交付を受けたことが判明した場合
(給付金の返還の免除)

第7条 前条の規定にかかわらず、町長は、給付金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、給付金の返還を免除することができるものとする。

- (1) 借用していた農地について、所有者の事情により借用することが不可能となり、他に耕作できる農地がなく離農したとき。
- (2) 疾病又は死亡による離農があったとき。
(給付金の返還の手続)

第8条 町長は、第6条に規定する事由を確認したときは、給付金交付取消決定を行い、一戸町新規就農者応援給付金交付取消決定通知書（様式第4号）により給付金の交付を受けた者に給付金の返還を命ずるものとする。

(給付金の返還の額)

第9条 第6条の規定により、給付金の交付を取り消された者は、交付された給付金の全額を町長に対して返還するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。